

沼田市手話言語条例（案）についてのパブリックコメント（意見募集）資料

平成29年12月

条例制定の趣旨

平成18年に国際連合総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、手話が言語に含まれることが明記されました。その後、日本においても障害者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられました。平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障害のある人たちに対する差別が解消されるとともに人権が守られ、より一層の社会参加の推進が期待されています。「沼田市手話言語条例（案）」は、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を目指すことを目的とし制定するものです。

◆意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人等
- ・市内に通勤、通学している人

◆意見の提出方法

所定の様式に必要事項をご記入の上、郵送、ファクス、電子メール(syuwagengo@city.numata.gunma.jp)、または社会福祉課へ直接ご提出ください。

※電子メールの場合は、様式ファイルをZIPファイルに圧縮して送付してください。

◆募集期間

平成29年12月5日（火）～平成30年1月4日（木）まで

※郵送の場合は、平成30年1月4日の消印まで有効とします。

◆問い合わせ先

健康福祉部 社会福祉課 障害福祉係

〒378-0053 群馬県沼田市東原新町1801番地40

電話：0278-23-2111（代表）内線77252 ファクス0278-23-2941

次ページからが、ご意見をお寄せいただきたい項目です。

沼田市手話言語条例（案）の概要

沼田市手話言語条例（案）を制定することについて、市民の皆さまのご意見を募集します。

前文

言語は、意思疎通を図ることによって互いの考えや感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語と異なり手指や体の動き、表情を用いる視覚言語であり、ろう者は互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、大切に育んできました。

こうした中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語として位置づけられ、手話を利用しやすい環境を整えることが求められるなど、手話に対する認識が変化してきています。

沼田市は、手話は言語であるとの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

目的

手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話に対する理解の促進及び手話の普及（以下「手話の普及等」という。）を図り、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とします。

基本理念

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本とし、ろう者の意思疎通の権利を尊重し、手話の普及を図るものです。

市の責務

市は、目的及び基本理念を踏まえ、手話の普及等を図るために必要な施策を推進します。

県及び関係機関との連携及び協力

市は、市の責務を遂行するため、県及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めます。

市民の役割

市民は、目的及び基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努め

るものとしします。

事業者の役割

事業者は、目的及び基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすい手話に関するサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとしします。

方針の策定

次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとしします。

- ① 手話の普及に関すること。
- ② 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- ③ 手話による意思疎通支援に関すること。
- ④ 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実にに関すること。

手話を学ぶ機会の確保

ろう者、手話通訳者及びその他手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとしします。

学校における手話の普及

学校教育の場において、手話の普及等を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとしします。また、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとしします。

医療機関における手話の啓発

医療機関の設置者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとしします。

事業者への支援

市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとしします。

災害時の対応

災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとしします。

財政上の措置

市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努

めるものとしてします。

その他の意思疎通支援の推進

市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障害者の特性に応じた円滑な意思疎通に必要な措置を講ずるよう努めるものとしてします。

施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしてします。